

山梨県森林所有者情報活用推進事業費補助金交付要綱

制定 平成29年7月20日 森整第692号

(趣旨)

第1条 知事は、森林組合、林業事業者等の担い手に係る施業の集約化を推進するため、市町村森林所有者情報活用推進事業実施要領（平成29年3月28日28林整計第39号。以下「国要領」という。）に基づき市町村の長（以下「補助事業者」という。）が実施する森林所有者情報活用推進事業（国要領第2（1）に規定する内容の事業に限る。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金等の交付の対象となる経費及びその補助率)

第2条 前条に規定する事業に係る補助対象経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添付して、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助事業者から補助金交付申請書の提出があったときはこれを審査の上、交付決定を行い、補助事業者に補助金交付決定の通知を行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 この補助金には、次の（1）から（3）までの条件を付すものとする。

- （1）補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）により知事の承認を受けなければならない。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。
- （3）補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(状況報告)

第6条 補助事業者は、事業に着手したときは、速やかに着手報告書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の交付決定のあった年度の9月30日現在において、遂行状況報告書（様式第4号）を作成し、当該年度の10月10日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付方法)

第8条 補助金は、精算払いとする。

(財産の処分の制限)

第9条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（機械及び器具にあつては、取得価格又は効用の増加価格が一件50万円以上のものに限る。以下「取得財産等」という。）については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定める処分制限期間又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（以下これらを「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（第6号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第10条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年7月20日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表

補助区分	補助対象経費	補助率	軽微な変更
森林所有者 情報活用推 進事業	国要領第4に規定する次の経費 1 技術者給 2 賃金 3 旅費 4 需用費 5 役務費 6 委託料 7 使用料及び賃借料 8 備品・資機材購入費	当該経費の 2分の1以 内	1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合 2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合

第1号様式

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

平成 年度森林所有者情報活用推進事業費補助金交付申請書

平成 年度において次のとおり事業を実施したいので、山梨県森林所有者情報活用推進事業費補助金交付要綱第3条の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業の内容

(2) 経費の配分

区分	経費の内訳		計	備考
	県補助金	市町村費		
計				

※備考欄には、補助率等を記載する。

- 3 事業完了（予定）年月日

4 収支予算（精算）

（1）収 入

経費の区分	予 算（ 精 算 ） 額		計	備考
	県補助金	市町村費		
計				

（2）支 出

経費の区分	予算額	積算基礎
計		

7 添付書類

- （1）補助金交付申請書には事業計画書（システム整備の具体的な内容、経費の積算内容等）を添付すること。
- （2）補助金実績報告書には請負契約書の写し、検査調書の写し、精算設計書を添付すること。
- （3）その他知事が必要と認める書類を添付すること。

第2号様式

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

平成 年度森林所有者情報活用推進事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知のあった森林所有者情報活用推進事業費補助金については、山梨県森林所有者情報活用推進事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり計画を変更（中止・廃止）し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、承認されたく申請します。

（注）金額の変更のない場合は〔 〕の部分を除くこと。

1 補助の対象の区分

2 変更（中止・廃止）理由

3 変更（中止・廃止）の内容

以下、第1号様式交付申請書の様式に準じる

（変更前を上段に括弧書き、変更後を下段に記載する）

様式第 3 号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

平成 年度森林所有者情報活用推進事業着手報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、山梨県森林所有者情報活用推進事業費補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

補助事業の名称	
事業内容	
設置箇所	
事業量	
事業費	
事業費内訳	
請負者	住所 氏名
工期	契 約 年 月 日 着 手 年 月 日 完成（予定） 年 月 日
備考	

※契約書（写）、工程表を添付する。

様式第 4 号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

平成 年度森林所有者情報活用推進事業遂行状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、山梨県森林所有者情報活用推進事業費補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により、9 月 30 日現在の事業遂行状況を次のとおり報告します。

区 分	計 画		遂行状況			支出済額 円	備 考
	事業費 円	交付額 円	事業着手 年月日	事業完了 予定 年月日	進捗率 %		

第5号様式

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

平成 年度森林所有者情報活用推進事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった森林所有者情報活用推進事業費補助金について、次のとおり事業を実施したので、山梨県森林所有者情報活用推進事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、報告します。

(注)

- 1 記載事項は、第1号様式交付申請書の様式に準じる。
- 2 支払の方法(金融機関名・預金種別・口座名義人・口座番号)を記載した書面を添付する。

第6号様式

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

財産処分承認申請書

平成 年度森林所有者情報活用推進事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、山梨県森林所有者情報活用推進事業費補助金交付要綱第9条第2項に基づき、申請します。

- 1 補助の対象の区分
- 2 処分しようとする財産の明細
- 3 処分の内容
- 4 処分しようとする理由
- 5 その他必要な書類